



Yanagisawa Accounting Firm

## 柳澤会計グループ

〒391-0003 長野県茅野市本町西 1-40

### 謹賀新年

謹んで初春のお慶びを申し上げます。  
旧年中は格別のご高配を賜り心よりお礼申し上げます。  
年も改まり 社員一同これまで以上の努力をもって  
ご要望にお応えしてまいります。  
本年も変わらぬご愛顧のほど何卒お願い申し上げます。

平成三十一年 元旦

### HAPPY NEW YEAR

旧年中は大家お世話になり心よりお礼申し上げます  
本年もどうぞよろしくお願いたします

2019年 元旦



## 2019経営革新新春セミナーのお知らせ

新春恒例となりました「経営革新新春セミナー」を1月24日(木)に開催いたします。

今回のセミナーは、プルデンシャル生命のコンサルティングプランナー矢崎高広様をお招きし、「自分らしく自社らしく売上が上がり続ける仕組みを創る！」と題しまして、売上アップを計るため、戦略的にマーケティングを利用する方法についてご講演いただきます。

第2部は弊社税理士の唐木田より平成31年度予定されている税制改正について、また消費税軽減税率について重要事項を整理し講演させていただく予定です。

またセミナー終了後、新年会を開催致します。多数の方のご参加をお待ちしております。詳細及びお申込については別紙をご覧ください。

### 2019 経営革新 新春セミナー

【日時】平成31年1月24日(木) 15:00~17:30

【場所】茅野市民館 2階コンサートホール

【内容】自分らしく自社らしく売上が上がり続ける仕組みを創る！  
～マーケティング視点から考える営業戦略～

講師：プルデンシャル生命保険株式会社

矢崎 高広 様

消費税の軽減税率対策

速報！平成31年度税制改正(案)

講師：税理士法人 柳澤会計 税理士 唐木田 優



## 生前対策について ③

生前対策3つのポイントは以下の通りです。



- ・「争族対策」について
- ・「納税資金対策」について
- ・「節税対策」について

本号では「節税対策」についてご説明いたします。



### 「節税」・「脱税」・「租税回避」について

節税とは税金を節約することですが、節税方法を間違えると「脱税」

「租税回避」になる危険が潜んでいます。節税とは税法の許容する範囲内において税負担を減少させる行為で、控除制度や非課税制度、免税制度、税制優遇などを活用し、適法の範囲内で合理的に納税負担を軽減することを言います。虚偽その他不正な行為により納税を免れるのが「脱税」といわれ、想定外の形式を利用して税負担を減少させる行為を「租税回避」といい「節税」とは明らかに区別されます。

### 「節税」のとらえ方

相続が発生し、相続税の金額が発生すると金額によっては「え！こんなに相続税がかかるのですか？」と驚く方が少なくありません。相続税・贈与税の税率は他の税に比べ高いことをご存知の方も多いのではないのでしょうか。そこで、税率が高いことを逆手にとってみましょう。所有している財産に対して将来発生する相続税が多額になる見込みがある場合、その所有財産を減らすことができれば、財産に対する税額が大きく減少するという事です。但し、相続が発生する前に行うことが必須となり、また比較的長期間かけて行うことも必要になります。(相続発生以前3年間の生前贈与は相続財産とみなされます)。また、税法など専門的な知識や節税方法などについても「知っている」と「知らない」では節税効果に与える影響を左右します。生前に節税対策をとっていなかったとしても使える節税はありますが、生前に行う対策と比べるとかなり少なくなってしまう場合があります。繰り返しになりますが、まずはどのくらいの財産をお持ちで、どれくらいの相続税が発生するのかを知ることが節税対策のスタートとなります。

### 具体的な節税方法

- 毎年110万円を超えない範囲の金額で贈与する。(基礎控除年110万円の範囲内での贈与)
  - 生命保険の活用、非課税枠を利用する。(生命保険を掛けることで財産を減らす。生命保険金を受け取った場合、非課税枠が利用できる。「500万円×相続人の数」非課税枠：相続税が課せられない金額)
  - 養子縁組を利用し相続人を増やす。(例：孫を養子とし相続人を増やす。※増やせる相続人数に制限あり)
  - 生前にお墓や仏壇を購入する。(購入により財産を減らす。お墓、仏壇は相続税の非課税財産)
  - 不動産を購入する。(購入により財産を減らす。一般的に不動産購入価額より低い評価となる。また、各種特例・優遇税制を利用できる可能性もある。)
  - 小規模宅地等の特例を利用する。(故人が相続開始の直前まで住んでいた自宅の土地が対象)  
要件：次のいずれかを満たすこと > 1. 配偶者が相続すること > 2. 同居している相続人が相続すること > 3. 配偶者も同居人もいない場合に、借家に3年以上住んでいる相続人が相続すること
  - 教育資金贈与の特例を利用する。30歳未満のお孫さんに教育資金名目で贈与する金銭については1500万円まで無税で贈与できる。(この特例は金融機関のサービスを利用する必要があります。)
  - 通称「おしどり贈与」の特例を利用する。20年以上の婚姻期間がある夫婦間で自宅もしくは自宅を取得するための贈与を行った場合には一度に2,110万円までの資産を配偶者に贈与できます。
- ※代表的な例を挙げましたが他にも対策方法はございます。また、上記の中でも要件・リスクなど個別に判断しなければならない事項もございますので、ご検討の前にはぜひご相談ください。(斉藤 直人)

## 税金・会計 Q&A

### Q 日本国外で収入を得た場合の税金はどうなるの？

日本の居住者が国外で収入を得た場合は、日本で確定申告が必要です。

#### 1. 全世界所得課税

日本の税制は、日本の居住者に対して、所得の源泉地（発生地）を問わず全世界の所得に対して所得税が課税されます。そのため、日本の居住者は、海外でなんらかの収入を得た場合は、日本国内の所得（給与所得他）と一緒に確定申告をする必要があります。



#### 2. 居住者とは？

所得税法では、「居住者」とは、国内に「住所」を有し、又は、現在まで引き続き1年以上「居所」を有する個人をいい、「居住者」以外の個人を「非居住者」と規定しています。また、「住所」は、「個人の生活の本拠」をいい、「生活の本拠」かどうかは「客観的事実によって判定する」こととなります。

#### 3. 外国税額控除

海外の収入（所得）については、その発生日で税金を納める場合があります。その際には、海外で税金を納付して、さらに日本でも税金を納めることとなってしまう、二重課税となってしまう場合があります。そのような二重課税を防止するために、「外国税額控除」という制度があります。これは、外国で納付した税額を控除できるものです。国によって、租税条約等で取扱いが異なりますのでご注意ください。

### Q 一年以上海外転勤する場合の税金は、どうなるの？

上記に記載した通り、海外の支店などに1年以上の予定で転勤した場合は、一般的には所得税法でいう非居住者、1年未満であれば居住者になります。居住者であれば、通常の日本国内の課税となりますが、非居住者になった場合は異なります。

#### 1. 出国時の税金の精算

扶養控除等（異動）申告書を提出した居住者が、1年以上の予定で海外に転勤することになった場合には、給与等の支払を行う者（会社等）は、その居住者が海外に出国する日までに、年末調整をしなければなりません。なお、年末調整の対象となる給与等は、出国する日までに支払の確定した給与等です。

#### 2. 非居住者に対する給与の税金

##### (1) 役員報酬

海外勤務に対する報酬であっても、内国法人の役員として受ける報酬は、国内源泉所得に該当するため、20.42%の税率で源泉徴収が必要になります。

##### (2) 従業員等（使用人）

使用人の海外における勤務に対する給与は、国内源泉所得に該当しないことから源泉徴収の必要はありません。ただし、海外で勤務している使用人や使用人として常時海外で勤務している役員に対して国内において賞与、ボーナスなどが支払われ、その計算期間内に日本で勤務した期間が含まれている場合には、日本での勤務期間に対応する金額に対して20.42%の税率で源泉徴収が必要です。（橋本健治）



## 平成30年分 所得税の確定申告 改正事項

平成30年分所得税の確定申告時期が近づいてまいりました。最近の改正事項をお知らせします。

### ■スマホで申告（平成30年分より）

e-Taxで申告する方式が下の2通りになります。

#### < マイナンバーカード方式 >

マイナンバーカード・ICカードリーダーライタを使用する方式です。

#### < ID・パスワード方式 >

税務署でID・パスワードを取得する方式です。暫定的にマイナンバーカードがなくても税務署でID・パスワードを取得すればe-Taxでの申告が可能になります。またこの方式を利用すればスマホでの申告が可能になります。



### ■電磁的記録印刷書面の導入（平成30年分より）

生命保険料控除、地震保険料控除又は寄附金控除の適用を受ける際、従来は保険会社等から書面により交付を受けた控除証明書を確定申告書に添付する必要がありました。改正により、保険会社等から電磁的方法により交付を受けた控除証明書を印刷した電磁的記録印刷書面による提出が可能となりました。

この電磁的方法により交付される控除証明書をさして「電子的控除証明書」といいます。

### ■医療費控除の提出書類の簡略化（平成29年分より）

領収書の提出の代わりに**医療費控除の明細書**の添付が必要になりました。医療費の領収書から**医療費控除の明細書**を作成し、確定申告書に添付します。

医療保険者から交付を受けた医療費通知がある場合は、医療費通知を添付することによって医療費控除の明細書の記載を省略することができます。なお、**医療費控除の明細書**の記載内容を確認するため、確定申告期限の翌日から起算して5年を経過する日までの間、医療費の領収書の提出を求められる場合があります。

(北原隆幸)

## 職員コラム ～ ベトナム ～

中林亮二

新年あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひ致します。

去年は久しぶりに社員旅行に参加でき、ベトナムへ行ってきました。個人的に東南アジア、発展途上国へ行くのが初めてだったので不安もありましたが、とても楽しく快適に過ごせました。ベトナムのダナンというところに滞在しましたが、ビーチがあり、街もあり、今のベトナムを感じるにはとても良い場所だったのではないかと思います。若者が多く



とても活気がある所という印象が強く残っています。

ホテルの居心地がよく、半分くらいはプールや自室でゆっくりだらだらと過ごしてしまったのですが、街を歩けばグアムやハワイといった日本人が多くいるリゾート地とは違った、海外に来たなと感じられるような非日常の世界に触れることができ、とてもリフレッシュできました。

機会があればまた個人的に訪れたいと思うくらい良いところだったので人にもおすすめしたいなと思っています。